

2024年度ベビーシッター利用育児支援募集要項 (入試業務に係る特別支援)

北海道大学で勤務する教職員の育児と就労を支援するために、本学では、ベビーシッターサービス利用時に使用できる割引券を発行します。

本事業は「こども家庭庁」の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会（以下「実施団体」という。）が実施している「ベビーシッター派遣事業割引券」を利用して行うものです。この割引券を使用してベビーシッターサービスを利用すると、1日の利用料金から割引が受けられます。

本学では今年6月より本支援を開始していますが、大学入学共通テスト時においても本ベビーシッターサービスの利用が可能です。ベビーシッター利用をご希望の場合は、下記手順に則り、割引券の発行手続きを行ってください。

なお、今年度においては入試業務にかかる特別支援（以下、入試特別支援）として、割引券の助成限度額を超える当日の利用金額については、立替払い精算において大学が支弁します。（精算に係る詳細は「5 必要書類の提出」をご確認ください。）

※通常時利用に関してはこちらをご覧ください。

※割引券は電子による発行となります。ご利用にはQRコードが使える端末が必要です。

【入試業務に係る特別支援】

①ベビーシッター利用育児支援事業（通常分割引券の利用について）

利用対象者	◆北海道大学の教職員（非正規職員を含む。学生は不可。）であり、対象児童の保護者であること。 ◆大学入学共通テストの際、入試業務に携わる者。 ※北海道大学の共済組合または社会保険加入者に限る。 ※利用者本人が出勤日等でかつ配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、または、ひとり親家庭であることによりサービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあること（職場への復帰を含む）が必要。
対象児童の年齢	◆0歳から小学校3年生までの児童（利用対象者と同居していること） ◆健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）場合は、小学校6年生までの児童も対象とする。
割引金額	◆1日（回）対象児童1人につき2枚まで（1枚につき2,200円、最大4,400円） （例　きょうだいが2人の場合、1日4枚） ・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。 ・入試特別支援においては助成限度額を超える利用金額を大学が支弁する（立替払い精算）。 ・割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚まで
利用期間	<p>入試特別支援対象利用日 令和7年1月18日（土）、令和7年1月19日（日）</p> <p>※利用時間はご契約のベビーシッター業者とご調整ください（当日中に限る）。</p> <p>※通常時利用に関してはこちらをご覧ください。</p> <p>※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。</p> <p>※本事業はこども家庭庁の補助事業であり、当該補助に係る予算の上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。</p>
割引券取扱事業者	<p>◆ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券取扱業者に限る</p> <p>※ベビーシッター事業者との契約は、必ず事前に利用者（本学教職員）本人が利用契約を締結してください。</p>
対象となるサービス	<p>◆家庭内における保育</p> <p>◆家庭と保育等施設の間の送迎</p> <p>※ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッタ一宅等、利用者の家庭以外での保育には使用できません。</p> <p>※保育等施設間の送迎、同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎は対象外となります。</p>

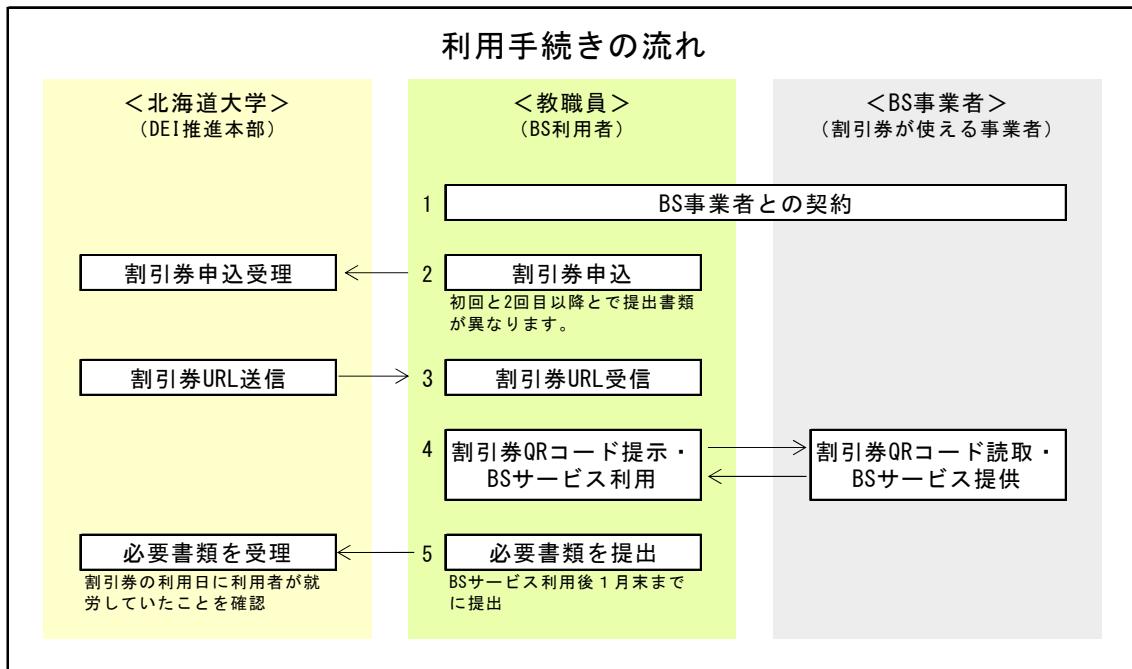
② ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児分割引券の利用について）

利用対象者	<p>◆北海道大学の教職員（非正規職員を含む。学生は不可。）であり、対象児童の保護者であること。</p> <p>◆大学入学共通テストの際、入試業務に携わる者。</p> <p>※北海道大学の共済組合または社会保険加入者に限る。</p>
対象児童の年齢	<p>◆0歳から義務教育就学前の児童（多胎児以外の児童を含む。利用対象者と同居していること）</p>
割引金額	<p>◆義務教育就学前の多胎児が2人の場合：9,000円/日（回）</p> <p>◆義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合：18,000円/日（回）</p> <p>・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象と</p>

	<p>する。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試特別支援においては助成限度額を超える利用金額を大学が支弁する（立替払い精算）。 ・実施団体が発行する他の割引券と同日に使用することはできない。 ・割引券は、1家庭につき1枚とし、原則として1年間に2枚まで。
利用期間	<p>入試特別支援対象利用日 令和7年1月18日（土）、令和7年1月19日（日） ※利用時間はご契約のベビーシッター業者とご調整ください（当日中に限る）。 ※通常時利用に関しては<u>こちら</u>をご覧ください。 ※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。 ※本事業はこども家庭庁の補助事業であり、当該補助に係る予算の上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。</p>
割引券取扱事業者	<p>◆ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券取扱業者に限る。 ※ベビーシッター事業者との契約は、必ず事前に利用者（本学教職員）本人が利用契約を締結してください。</p>
対象となるサービス	<p>◆家庭内における保育 ◆家庭と保育等施設の間の送迎 ※ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッタ一宅等、利用者の家庭以外での保育には使用できません。 ※保育等施設間の送迎、同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎は対象外となります。</p>

【利用申込み】

※割引券は電子による発行となります。ご利用にはQRコードが使える端末が必要です。



1 BS事業者との契約

利用者本人が、割引券取扱事業者一覧※から選んだベビーシッター事業者と事前に利用契約・利用申込をしてください。その際に利用契約書（利用申込書でも可）に以下のことが明記されているかご確認ください。

※割引券取扱事業者一覧（令和5年度版）

http://acsu.jp/htm/babysitter2023/ticket_handling_list_area.htm

□ベビーシッター事業者の住所・名称・代表者氏名

□利用者の住所・氏名

□サービス内容・料金

□事故の場合のベビーシッター事業者の免責事由

□その他サービスの利用に必要な事項

2 割引券申込

割引券発行には手続きの都合上、お時間を頂きますので余裕をもってお申込みください。

利用予定日の原則7営業日前までに、以下の書類をメール等で担当までご提出ください。

□ベビーシッター派遣事業割引券申込書

□ベビーシッター事業者との契約書（写）（契約書がない場合は、利用申込書等の写しでも可）

□配偶者の証明書類

利用を希望する理由により以下のいずれかを提出してください

・配偶者の就労 : 配偶者の在職証明書（写）

・様式は自由ですが、勤務時間・勤務日の記載は必須

・保育園・学童入会の際に提出する就労証明書等の
コピーでも可

・配偶者の病気療養 : 病気療養していることが分かるもの

・配偶者の求職活動 : 面接日などが分かるもの

※ ・配偶者の職業訓練 : 訓練日であることが分かるもの

・配偶者の就学 : 就学していることが分かるもの

・その他サービスを使わなければ利用者が就労することが困難なことを証明
するもの

※詳細はお問合せください。

※入試時利用後に通常利用を希望される場合は申込方法が異なります。詳細は
こちらの「2—（2）2回目以降利用時」をご覧ください。

3 割引券 URL 受信

担当から E メールで送信された「割引券」の URL を受信します。スマートフォン等上でクリックすると電子割引券の画面が表示されます。

4 割引券 QR コード提示・BS サービス利用

スマートフォン等に表示された電子割引券の画面をベビーシッター事業者に提示し、ご利用ください。ベビーシッター事業者が提示する QR コードを読み取る等する必要があります。利用方法については、下記の URL 割引券画面操作マニュアル（全国保育サービス協会作成）をご覧ください。

・割引券画面操作マニュアル（利用者向け）

http://www.acsa.jp/images/babysitter/e-ticket2024_manual_user.pdf

5 必要書類の提出

サービス利用後、1月末日までにダイバーシティ・インクルージョン推進本部まで下記書類を提出してください。

・自己負担分の領収書原本（宛名は請求者ご本人で、利用日・利用時間が明記されたもの）

・立替払請求書

【書類提出・問い合わせ先】

必要書類等については以下の担当宛てにご提出ください。

担当 : ダイバーシティ・インクルージョン推進本部/ダイバーシティ・インクルージョン推進室

E-mail : bs-hu@dei.hokudai.ac.jp

★メールの件名:【部局名／利用者氏名】ベビーシッターカード利用登録申請としてください。

証明書類等を学内便でお送りになる場合には、「学内便番号 59 ダイバーシティ・インクルージョン推進本部」宛てにお送りください。

【個人情報の取扱いについて】

利用者から提供いただいた個人情報につきましては、本支援の実施以外の目的には使用いたしません。

【注意事項】

1 割引券の枚数には限りがありますので、必ず上限枚数以内で申込みください。なるべく多くの方が利用できるようベビーシッターの利用計画に沿った枚数をお申込みするようご協力願います。

2 予定が変更となり使用しなかった割引券は、翌月に持ち越して通常のベビーシッター利用においてご使用いただけます（その場合、「入試特別支援」は適用されません。限度助成額を超える利用金額については自己負担となります）。

ただし、翌月に使用予定がない場合は、取消しを行いますので、担当にその旨必ずご連絡ください。利用予定日が決まっていない割引券を保持できるのは、対象児童 1名につき 2枚までです。

3 契約したベビーシッター事業者を途中で変更した場合は、「ベビーシッター事業者との契約書（写）あるいは利用申込書等」を担当まで提出してください。

4 申込みや問合せについては、すべて本学教職員から行ってください。学外の方（配偶者や親族等）を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。

- 5 割引券を他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 6 割引券の交付日より遡って割引券を使用することはできません。
- 7 利用状況により、利用方法、利用の条件を変更する場合がありますのでご了承ください。

【参考リンク】

- ・公益社団法人全国保育サービス協会
<http://www.acsa.jp/>

ベビーシッター派遣事業割引券申込書
(兼 ベビーシッター事業者変更届)
<入試業務に係る特別支援利用>

令和 年 月 日

※希望する割引券の種類にチェックを入れてください

- ①ベビーシッター利用育児支援事業（通常分割引券）
 ②ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児分割引券）

職員番号
所 属
職 名
(フリガナ)
氏 名※
内 線
E メール

※氏名欄には健康保険被保険者証と同じ氏名を記載してください。

1. 対象児童の生年月日・学年 (令和6年4月1日現在)	平成・令和 年 月 日 (歳:小学 年) 平成・令和 年 月 日 (歳:小学 年) 平成・令和 年 月 日 (歳:小学 年) 平成・令和 年 月 日 (歳:小学 年)
2. 利用予定月および割引券利用 予定枚数	利用月 令和 年 月 利用予定枚数 計 枚
3. 申込理由 <p>下記の申込理由のうち、当てはまるものにチェックしてください。その他の場合は、 利用を必要とする理由をご記入願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭内での保育 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園等への送迎 <input type="checkbox"/> その他 <u>その他の理由</u></p>	
4. 利用するベビーシッター事業者名： (変更するベビーシッター事業者名)：	

※必要書類、提出先等については裏面をご参照願います。

ダイバーシティ・ インクルージョン 推進本部 確認欄	・新規・継続 <input type="checkbox"/> ベビーシッター会社との利用契約書（利用申込書）の写 <input type="checkbox"/> 配偶者の在職証明書等 <input type="checkbox"/> お子様の年齢 配偶者が以下の状況にあることが分かるもの <input type="checkbox"/> 病気療養 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 職業訓練 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 <u>その他の理由</u>
----------------------------------	--

【注意事項】必ずお読みください

- ※ 割引券は北海道大学に勤務し、大学入学共通テストの際入試業務に携わる教職員がご利用いただけます。(原則、配偶者が在職中等であり、サービスを使わなければ就労することが困難な場合に利用可能です。)
- ※ 割引券は「0歳児～小学校3年生の対象児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの対象児童の家庭内の保育や世話を並びに保育所等への送迎」を依頼する場合にご利用いただけます。(ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育等、教職員の家庭以外の場所での保育には使用できません。)
- ※ 本申込書に「ベビーシッター事業者との契約書(写)」、「配偶者の在職証明書(写)(本学在職者でない場合)」等を添付し、Eメールでダイバーシティ・インクルージョン推進本部へ提出願います。(ベビーシッター事業者を変更する場合は、その都度「ベビーシッタ一事業者との契約書(写)」をご提出ください。)通常利用の際の申込書は[こちら](#)。
- ※ 申込みやその他問い合わせについては、本学教職員から行ってください(出来る限り、メールでの問い合わせにご協力ください)。学外の方(配偶者や親族等)を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。
- ※ 割引券の枚数には限りがありますので、必ず上限枚数以内で申込みください。
- ※ 予定が変更となり使用しなかった割引券は、翌月に持ち越してご使用いただけます(その場合限度助成額を超える利用金額は自己負担)。ただし、翌月に使用予定がない場合は、取消しを行いますので、担当にその旨必ずご連絡ください。利用予定日が決まっていない割引券を保持できるのは、対象児童1名につき2枚までです。